

## 役員賠償責任保険 (Directors & Officers Insurance) のご案内

### 1. 概要

会社の役員が各自の資格内で業務を遂行するに当たり、「善良な管理者として注意義務および会社に対する忠実義務を違反することにより発生した株主および第三者に対する損害賠償責任」を担保する保険であり、補償の対象は被保険者の経済的な損害に限ります。

### 2. 補償範囲

- (1) 訴訟によって確定した損害賠償金
- (2) 訴訟前合意の際、保険会社が同意した合意金
- (3) 法的対応に必要な諸費用(弁護士費用、訴訟費用など)
- \* 刑事訴訟による、罰金や過料等は補償しません。

### 3. 用語の定義(重要内容の抜粋)

- (1) 「会社」とは保険証券の告知事項に記載された法人とその子会社を意味します。
- (2) 「被保険者」あるいは「役員」とは、過去、現在、将来に選任または指名された会社役員を意味します。保険期間中に新しく選任された、あるいは指名された会社役員は自動的に被保険者に含まれます。
- (3) 「子会社」とは、保険期間の責任開始日以前に被保険会社が直接または間接的に発行株(議決権が無い株は除く)の40%を超過する株を所有する法人のうち保険証券に記名したものを意味します。そして直接または間接的に子会社を通じて発行株(議決権が無い株は除く)の40%を超過する株を所有する場合も含みます。被保険者に子会社の役員を追加する場合には、追加保険料が発生します。
- (4) 「不当な行為」とは、次を意味します。
  - ・ 会社役員の義務違反、怠慢、失敗、過ち、虚偽の陳述、判断ミスを招く陳述、漏れ
  - ・ あるいは役員として誤った行為
  - ・ あるいは会社の役員であるという理由だけで賠償責任を請求された事項

### 4. 補償する損害

- (1) 役員の賠償責任 (D&O Liability) : Coverage A (役員賠償)  
役員が各自の資格内で行った不当行為(Wrongful Act)により、最初に提起された損害賠償請求による役員の株主または第三者(従業員、消費者、競合企業)に対する損害賠償責任を補償します。ただし、会社が当該役員に対して補償した金額は除きます。

(2) 役員に対する会社の補償 (Company Reimbursement) : Coverage B (法人補償担保)

上記の損害賠償請求により、会社が当該役員へ補償した損害を補償します。ただし、会社が法律、強制規定、契約または会社役員の損害補償権利を規定する根拠に基づいて補償した場合に限ります。

## 5. 補償しない損害(重要内容抜粋)

- (1) 被保険者が不法に私的な利益を得たことに起因する損害賠償請求
- (2) 詐欺的な行為または犯罪行為に起因する損害賠償請求
- (3) 株主の事前承認を得ず支払う事が違法であるにも関わらず、株主の事前承認を得ずに被保険者へ支払った給料に起因する損害賠償請求
- (4) 会社の重要な情報を違法に利用し、会社の株式売買を通じて得た利益に起因する損害賠償請求

\* 詳細は保険約款をご参照ください。

## 6. その他の主な内容

(1) 補償の基準(Claim-made Basis : 損害賠償請求ベース)

保険期間または遡及日以降の行為により発生した損害について、保険期間中に請求された損害賠償責任を補償します。

(2) 遡及日(Retroactive date)

補償の対象となる行為の発生基準を定めた期日で、通常は継続して加入している役人賠償責任保険の最初の契約における保険始期となります。

## 7. 主要特別約款

※ 雇用慣行拡張担保特別約款

① 補償する損害の範囲

保険期間中の「雇用慣行」に関し、被保険者へ対する損害賠償請求が行われたことにより被保険者が負担する損害を補償します。被保険者は、損害賠償請求の事実を知った日から 30 日以内に保険会社へ通知しなければなりません。

② 雇用慣行とは

- a. 不法な就業の拒絶
  - b. 不法な昇進の見送り
  - c. 不法な降格
  - d. 人事考課・業務の再分掌および懲戒
  - e. 不平等な解雇および雇用の解約
  - f. 雇用に関する虚偽の陳述
  - g. いじめを含む不法な差別(人種, 皮膚の色, 性別、年齢等)
  - h. 雇用に関するセクハラ
  - i. 中傷, 誹謗, 名誉毀損または私生活に関する権利に反する事や侵害する資料を口頭および文書で公表する行為等
- \* 詳細は保険約款をご参照ください。

③ 補償しない損害

- a. 被保険者が権限を乱用し自らが利益または便宜を得る事による損害
  - b. 故意、詐欺的な行為および犯罪行為に起因する損害
  - c. 身体障害, 傷害, 疾病, 死亡および有体物の破損、使用損失等による損害等
- \* 詳細は保険約款をご参照ください。

\* 本案内書の商品内容は、約款を要約・抜粋した物であり、詳細は約款をご参照ください。